⑴未払金	(12,939,911,903円)	(12,939,911,903円)	―
⑵リース債務	(5,038,486,034円)	(5,149,729,271円)	(111,243,237円)
⑶預り金	(2,515,392,853円)	(2,515,392,853円)	―
負債　計	(20,493,790,790円)	(20,605,034,027円)	(111,243,237円)

㈱　負債に計上されるものは（　）で示しております。

（※）未収金に計上している貸倒引当金を控除しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法に関する事項

○資産

⑴　現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑵　未収金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑶　長期未収金

旧竹芝本部事務所の賃貸借契約の解約に伴う敷金返還金に係る長期未収金については、敷金を預託している㈱東京テレポートセンターにおける民事再生計画に基づく弁済計画により、将来キャッシュ・フローを国債の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

○負債

⑴　未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑵　リース債務

短期及び長期のリース債務の時価については、元利金合計額の将来キャッシュ・フローを、信用リスクを反映した割引率で割り引いて算定する方法によっております。

⑶　預り金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難な金融商品に関する事項

敷金（貸借対照表計上額338,443,507円）、差入保証金（貸借対照表計上額10,000,000円）及び長期預り金（貸借対照表計上額2,428,118,435円）については、市場価格がなく、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

〔不要財産に係る国庫納付等〕

不要財産に係る国庫納付等については以下のとおりです。

⑴不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	⑵不要財産となった理由	⑶国庫納付等の方法	⑷譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額
土地、建物（職業訓練の実施及び事業主の行う職業訓練の援助等に使用してきた資産） 帳簿価額（国庫納付済分） 政府出資分：95,978,981円 帳簿価額（国庫納付等未済分） 政府出資分：581,762,562円 地方公共団体出資分：355,061円	「厚生労働省省内事業仕分け」（平成22年４月12日）において提示した保有資産の処分の方針に基づき、処分を進めたため。	金銭納付	104,216,000円

⑸国庫納付等に当たり譲渡収入より控除した費用の額	⑹国庫納付等の額		⑺国庫納付等が行われた年月日		⑻減資額	
	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し
2,594,978円	101,567,812円	―	平成26年３月31日	―	95,978,981円	―

※譲渡時期等の関係により、一部の資産の処分に係る国庫納付等については平成26年度を予定しております。

⑴不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	⑵不要財産となった理由	⑶国庫納付等の方法	⑷譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額
土地、建物（職員用宿舎） 帳簿価額 政府出資分：219,019,059円 地方公共団体出資分：114,734円 運営費交付金分：230,161円	「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月14日行政改革担当大臣決定）に基づき、処分を進めたため。	金銭納付	243,524,650円

⑸国庫納付等に当たり譲渡収入より控除した費用の額	⑹国庫納付等の額		⑺国庫納付等が行われた年月日		⑻減資額	
	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し
7,077,547円	236,323,424円	―	平成26年３月31日	―	219,019,059円	―

※地方公共団体への払戻しについては平成26年度を予定しております。